

(ポイント)

- 3月19日午前0時（日本時間）以降に日本に帰国/入国される際には出国前72時間以内の検査証明書を提出する必要があります。
- 日本政府が指定する検査証明書のフォーマットが改訂されましたので、当地において新たに新型コロナウイルスにかかる検査を受ける際には改訂後のフォーマットを使用願います（なお、従来のフォーマットを使用し、既に検査を終えている方につきましては改めて検査をしていただく必要はございません）。

3月19日以降午前0時（日本時間）に日本に帰国/入国される皆様へ（検査証明書の提出について）

1 3月19日午前0時（日本時間）以降に日本に帰国/入国される全ての方は出国前72時間以内の検査証明書を提出する必要があります。検査証明書を提出できない場合は検疫法に基づき、日本への上陸が認められません。

2 また、出発時において搭乗前に検査証明書を所持していない場合には、航空機への搭乗を拒否されます。

3 本措置を含む日本政府が現在行っている水際対策につきましては、以下の厚生労働省のページにて掲載されておりますところ、ご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

4 日本政府が指定する検査証明書のフォーマットが改訂されましたので、当地において新たに新型コロナウイルスにかかる検査を受ける際には改訂後のフォーマットを使用願います（なお、従来のフォーマットを使用し、既に検査を終えている方につきましては改めて検査をしていただく必要はございません）。改訂後の検査証明書のフォーマットにつきましても上記3の厚生労働省のページからダウンロード可能となっています。

※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。

オンライン在留届HP：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡下さい。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。自動配信を希望されない方は、帰国届を提出していただくか、たびレジへの登録をご自身で停止していただく必要

があります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

大使館代表電話 4426680

※ 閉館時（休館日や夜間など）には、上記電話から緊急電話対応者に転送されます。